

第3次向日市環境基本計画 中間総括

令和 8 年 8 月

第3次向日市環境基本計画の中間総括について

本計画では、社会情勢の変化に対応するため、施策や目標の進捗状況について毎年度点検を行うとともに、5年を目途に総括し、必要に応じて計画の見直しを行うこととしている。

このため、中間年に当たる令和8年度において、国及び京都府の計画改定、本市の施策の進捗状況及び計画との整合性を確認するとともに、計画改定の必要性について検証した。

本計画は令和4年10月に策定し、計画期間を2022(令和4)年度から2031(令和13)年度までの10年間としている。本中間総括では、次の事項について整理・検証を行った。

1 国及び京都府の動向～令和4年10月から令和8年8月における国及び京都府の計画～

- (1) 国の環境基本計画
- (2) 国の地球温暖化対策計画
- (3) 国のエネルギー基本計画
- (4) 京都府の環境基本計画
- (5) 京都府の地球温暖化対策計画

2 向日市について

- (1) 第3次向日市環境基本計画策定後の向日市の主な取組
- (2) 向日市にとってのウェルビーイング
- (3) 第3次向日市環境基本計画の見直しについて

Ⅰ 国及び京都府の動向～令和4年10月から令和8年8月における国及び京都府の計画～

本計画策定後、国及び京都府の関連計画が改定されたことから、本計画への影響を確認するため、その主な変更点を整理する。

(1) 国の環境基本計画について

国の環境基本計画は環境基本法第15条に基づく政府の総合方針であり、10～20年先の長期ビジョンを描くもの。第5次から第6次においての主な変更等は次のとおり。

項目	第5次(平成30年度)	第6次(令和6年度)
最上位目的	持続可能な社会の構築	現在及び将来の国民一人一人の生活の質・幸福度・ウェルビーイング・経済厚生の向上
背景の科学的知見	IPCC(※)第5次評価報告書	IPCC 第6次評価報告書
重点戦略	①持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築 ②国土のストックとしての価値の向上 ③地域資源を活用した持続可能な地域づくり ④健康で心豊かな暮らしの実現 ⑤持続可能性を支える技術の開発・普及 ⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築	①「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築 ②自然資本と基盤とした国土のストックとしての価値の向上 ③環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり ④「ウェルビーイング/高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現 ⑤「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装 ⑥環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献
重点戦略の取組 (主な新設)	—	ネイチャーポジティブの実現に資する投資の拡大 30by30の達成 成長志向型カーボンプライシングの実行 地域脱炭素の推進 熱中症対策の推進 ロス&ダメージ支援
重点戦略の取組 (発展)	・カーボンプライシング、GX推進法を受け排出量制度が「議論」から「義務化フェーズ」へ移行 ・地域循環共生圏が「概念として提唱」から新たな成長の実践・実装の場として発展	

総括：第5次から第6次への改定により、「ウェルビーイングの向上」を最上位目的とするなど、新たな考え方や重点戦略が示された。本市環境基本計画との整合性及び計画改定の必要性について確認した結果、基本理念及び施策体系は国の方向性と概ね一致しており、本市においても既に関連する施策を実施していることから、本計画の基本的な方向性を変更する必要は認められなかった。

(2) 国の地球温暖化対策計画

国の地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、温室効果ガス排出量の削減目標と達成手段を具体的に示す計画。
令和3年版から令和7年版においての主な変更等は次のとおり。

項目	令和3年版	令和7年版
温室効果ガス排出量の削減目標	2030年度46%削減 2050年度カーボンニュートラル	2030年度46%削減 2035年度60%削減(新設) 2040年度73%削減(新設) 2050年度カーボンニュートラル
エネルギー転換部門	CO2 排出源単位の低減(低炭素化)	脱炭素電源の拡大 再エネ・原子力・水素等を「脱炭素電源」として一体的に位置付け 再エネは主力電源化
横断分野的な施策 (発展・新設のみ記載)	—	①住宅・建築物のライフサイクルカーボン削減(新設) ②成長志向型カーボンプライシングの実施スケジュールの明示(具体化) ③GX 市場創造(新設) ④循環経済への移行(新設)
地方公共団体が講ずべき措置	①PDCA サイクルを伴った温室効果ガス排出削減の率先実行 ②再生可能エネルギー等の導入拡大・活躍促進と省エネルギーの推進 ③地域の多様な課題に応える脱炭素化に資する都市・地域づくりの推進 ④地方公共団体間の区域の枠を超えた協調・連携	①温室効果ガス排出量削減目標の設定と具体的な対策 ②地域における多様な主体との役割分担・連携(新設) ③地域共生・地域裨益型再生可能エネルギー等の導入拡大(発展) ④地域の多様な課題に応える脱炭素化に資する都市・地域づくりの推進 ⑤地方公共団体間の協働・連携 ⑥地方公共団体実行計画の進捗管理(新設)

総括：令和7年版では 2035 年度及び 2040 年度の温室効果ガス削減目標が新たに設定されるなど、長期的な目標が示された。一方、本市環境基本計画は 2030 年度を目標年度として策定されており、現行の温室効果ガス削減目標は国の 2030 年度目標と整合していることから、現時点で目標値や施策体系を見直す必要は認められない。また、再エネ導入については重点対策加速化事業を通じて国の方向性と整合した取組を推進しており、現時点で本計画を改定する必要は認められなかった。

(3) 国のエネルギー基本計画

国のエネルギー基本計画は、エネルギー政策基本法第12条に基づき電力・ガス・石油などのエネルギーの需給構造をどう設計するかを示す計画であり、電源構成や安定供給を扱うもの。第6次計画から第7次計画においての主な変更等は次のとおり。

項目	第6次	第7次
温室効果ガス排出量の削減目標	2030年度46%削減 2050年度カーボンニュートラル	2030年度46%削減 2035年度60%削減(新設) 2040年度73%削減(新設) 2050年度カーボンニュートラル
2040年の電源構成目標の設定	なし	再エネ:40~50% 原子力:20% 火力(脱炭素型)30~40% ※電力需要1.1~1.2兆kWh(2023年度比約20%増)
省エネ・非化石転換	根拠法:省エネ法(1979年制定) 対象エネルギー:化石エネルギー	2022年に省エネ法の改正 対象エネルギー:化石エネルギー及び非化石エネルギー 計画の主軸が脱炭素からエネルギー安全保障に転換 建築物省エネ法の改正により省エネ基準適合が義務化
再エネ	2030年に新築戸建住宅の6割に太陽光設置	2030年に新築戸建住宅の6割に太陽光設置 公共施設屋根への設置目標を数値化(2030年:50%、2040年:100%) ペロブスカイト太陽電池を2040年に約20GW導入を目標

総括:第6次から第7次の改定により、2040年度の電源構成見通しが初めて設定され再エネが初めて最大電源に位置づけられた。また、公共施設への太陽光設置目標が数値化された。本市は向日市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】において、2030年には設置可能な建築物(敷地を含む。)の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目標とし、公共施設ゼロカーボン推進事業により太陽光発電設備を導入しており、国の方向性にも対応していることから、現時点で本計画を改定する必要は認められなかった。

(4) 京都府環境基本計画

京都府環境基本計画は、京都府環境基本条例に基づき、脱炭素・循環型社会・生物多様性・生活環境保全など環境全般に関する計画を定めたもの。令和2年版から令和7年版においての主な変更等は次のとおり。

項目		令和2年版	令和7年版
計画期間		令和12(2030)年度まで	令和22(2040)年度まで(10年延長)
京都府の将来像		京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会 ～将来世代のために手を携え、環境／経済／社会の好循環を創出～	京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会 ～将来世代のために手を携え、環境／経済／社会の好循環を創出～ に加え ウェルビーイング＝「府民が幸せを実感できる状態」の向上
重点取組 (変更部分のみ抜粋)	脱炭素	・省エネ取組等の加速化 ・森林によるCO2吸収の促進	・徹底した省エネルギーの推進 ・温室効果ガス吸収源対策・施策
	循環型社会	・産業廃棄物の2Rの牽引 ・食品ロスの削減 ・循環型農業の推進	・3R・資源循環の促進 ・食品ロスの発生抑制 ・環境保全型農業の推進
	生活環境保全	・府民の安心・安全を支える環境モニタリングの実施 ・災害に強い分散型エネルギー供給システムの実装	・府民の安心・安全を支える環境モニタリングの実施と情報発信 ・災害時に地域で電力供給できる再生可能エネルギーの導入促進
	自然と生活・文化の共生	・生物多様性に未来に受け継ぐための知見の集積	・生物多様性に未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成

総括：京都府環境基本計画では、ウェルビーイングの向上を新たな視点として位置付けるとともに、国の重点施策が反映された。本市環境基本計画との整合性及び計画改定の必要性について確認した結果、本市の基本理念及び施策は府計画と方向性を同じくしており、現時点で本計画を改定する必要は認められなかった。

(5) 京都府地球温暖化対策推進計画

京都府地球温暖化対策推進計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律、気候変動適応法及び京都府地球温暖化対策条例に基づき、温室効果ガス排出量の削減、緩和策や気候変動適応策に特化した計画。令和5年版から令和8年版においての主な変更等は次のとおり。

項目	令和5年3月改訂版	令和8年3月改訂版
計画期間	令和12(2030)年度まで	令和22(2040)年度まで(10年延長)
温室効果ガス排出量の削減目標	2030年度:46%以上	2030年度:46%以上 2035年度:60%削減(新設) 2040年度:73%削減(新設)
加速すべき取組の方向性	①機器・住宅の環境性能の向上 ②脱炭素経営の促進 ③交通・物流の脱炭素化の推進 ④再生可能エネルギーの最大限の導入・需要創出 ⑤フロン対策の推進 ⑥資源循環の促進 ⑦森林吸収源対策の推進 ⑧新たな環境産業の育成・支援 ⑨脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進	①脱炭素型ライフスタイルへの転換のための家庭向け総合支援 ⇒脱炭素行動による経済性や快適性向上のメリット等を情報発信 ②脱炭素・GX経営の促進 ⇒脱炭素経営に取り組む企業を後押し ③交通・物流の脱炭素化の推進 ⇒充電インフラの拡充を推進 ④再生可能エネルギーの最大限の導入・需要創出 ⇒地域課題解決に貢献し、地域と共生・共同する再エネの導入促進 ⑤フロン対策の推進 ⇒地球温暖化係数の低い冷媒を使用した機器の利用促進 ⑥循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行 ⇒廃棄物の3R・資源循環がより進む循環経済への移行を推進 ⑦温室効果ガス吸収源の対策 ⇒ブルーカーボンやその他の吸収源にかかる取組の普及を促進 ⑧新たな環境産業の育成・支援 ⇒環境に適応したビジネスの実装支援 ⑨脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進 ⑩市町村・中間支援組織との連携

総括：京都府地球温暖化対策推進計画では、2035年度及び2040年度の削減目標が新設されるとともに、地域共生型再生可能エネルギーや循環経済などの取組が強化された。本市ではこれらに関連する施策を既に推進しており、府計画との整合性は確保されていることから、現時点で本計画を改定する必要は認められなかった。

2 向日市について

(1) 第3次向日市環境基本計画策定後の向日市の主な取組

計画期間中に実施した主な事業について、京都府環境基本計画の重点取組の分野に沿って整理した。

項目	内容
脱炭素	環境省『重点対策加速化事業計画』の採択 (R5) 再エネ導入補助金の拡充 (R5) 省エネ設備 (エアコン) 補助金の導入 (R6) 公共施設ゼロカーボン推進事業 (R7・R8)
循環型社会	古紙等集団回収助成金制度 (R4) 指定ごみ袋導入 (R4) ごみアプリ導入 (R4) 拠点回収の拡充 (エコゲート) (R5) 食品ロス削減に関する連携協定 (R6)
生活環境保全	気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に関する協定締結 (R6、R7)
自然と生活・文化の共生	新たな外来種 (クビアカツヤカミキリ) への対応 (R7)
その他 (技術革新・イノベーション)	ZET-valley の形成に向けた連携協定 (R4) 急速充電器実証実験開始 (R6)

総括 本計画策定後、本市では脱炭素、循環型社会、生活環境保全及び自然環境の保全に関する各種施策を計画に基づき着実に推進してきた。これらの取組は、国及び京都府の計画改定で新たに重視された施策とも整合しており、本計画が社会情勢の変化に適切に対応しながら推進されていることを確認した。このことから、本計画は現時点において有効に機能しているものと評価できる。

(2) 向日市にとってのウェルビーイング

次に、国や京都府の環境基本計画の最上位目標となった「ウェルビーイング」について、本市が実施している事業と照らし合わせて、次のとおり総括する。

事業名	内容
エアコンの買替え補助金交付事業	『エアコンの買い替え補助金交付事業』は買い替えにより省エネ効果が30%以上達成できるエアコンの購入に対し補助を行うものです。エアコンの買い替えにより、室内環境の快適性が向上し、夏の猛暑・冬の寒さから市民の命と健康を守るとともに、光熱費削減による家計負担の軽減にもつながります。
向日市公共施設 ゼロカーボン推進事業	『向日市公共施設ゼロカーボン推進事業』は本市の公共施設に太陽光発電設備をPPAにより設置するとともに、再生可能エネルギーを供給することにより、脱炭素化を実現します。また、災害時には非常用電源として供給することができます。さらに、家庭や事業所に対して実施している太陽光補助金交付事業で設置した太陽光発電の余剰電力を本市の公共施設に供給することにより、エネルギーの地産地消を推進し、「自分たちのまちで電気をつくっている」という地域愛着の醸成にもつながります。
気候変動適応法に基づく 指定暑熱避難施設に関する協定	『気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に関する協定』を民間事業者と締結し、市民の方に対しクーリングシェルターを提供しています。誰もが安心して無料で涼める場所を確保することにより、暑くても安心して暮らせるまちとして、市民の方の命と健康を守ることににつながります。
食品ロス削減に関する連携協定	『食品ロス削減に関する連携協定』は、フードシェアリングサービス「タベスケ」を試験導入することにより、食べ物を大切にし、ものを循環させるとともに、廃棄物の削減やCO2排出の抑制、更には、市民・事業者・行政が協力して地域課題に向き合う「共に動くまち」の文化を育てることにつながります。
むこうdeカボの学び舎事業	『むこうdeカボの学び舎事業』は、環境に対する民間企業の具体的な取り組みを小中学校の授業に取り入れ、環境に対する理解を深めるため実施しているものです。身近な取組を通じて気候変動や環境問題について学び、自分たちの力で未来を切り拓く力を育むとともに、子どもが学んだことを家庭に持ち帰ることで、家族・地域全体の意識変容にもつながります。

総括 国及び京都府の環境基本計画においてウェルビーイングが最上位概念として採用されたが、本市は既に市民の命と健康の保護、生活の質の向上、地域コミュニティの充実に資する取組を実施している。これらは「脱炭素をがまんではなく暮らしの質の向上として推進する」というウェルビーイングの考え方と整合しており、本市施策が国及び京都府の計画の方向性に沿って推進されていることを確認した。

(3) 第3次向日市環境基本計画の見直しについて

本計画策定後、国及び京都府において環境基本計画、地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画等の改定が行われたことから、本市環境基本計画との整合性について確認を行った。

その結果、国及び京都府で新たに示されたウェルビーイング、循環経済、地域共生型再生可能エネルギー等の考え方については、本市が現行計画に基づき実施している施策と方向性が一致しており、本計画の目指すべき環境像や基本目標、施策の方針などを変更する必要は認められなかった。

また、温室効果ガス排出量の削減目標についても、本計画で定める2030年度目標は国の目標と整合しており、現時点で目標値を変更する必要性は認められない。

以上のことから、本計画については現時点で改定は行わず、引き続き現行計画に基づき施策を推進するとともに、毎年度の進捗管理を通じて社会情勢や国・京都府の制度改正を継続的に把握し、その結果を次期環境基本計画の策定に反映することとする。なお、計画期間中に社会情勢の大きな変化や制度改正等が生じた場合には、その内容を踏まえ必要に応じて適切に対応するものとする。

中間総括

確認項目	結果
国及び京都府計画との整合性	確認済
本市施策の進捗	着実に推進
ウェルビーイングとの整合	確認済
計画改定の必要性	認められない

以上を総括した結果、第3次向日市環境基本計画については改定を行わず、現行計画に基づき施策を着実に推進することが適当であると判断した。

今後も毎年度の点検・評価を通じて計画の進捗管理を行い、必要に応じて適切な対応を図るものとする。